

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康医療政策課

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市薬剤師会 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
工事等の名称	調剤業務に関する業務委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	1 人件費（1人当たり） ①通常勤務 1人1日 35,400円 なお、23時30分以降引続き勤務した場合、30分超過毎に超過勤務と認め、その単価は、3,400円/30分とする。 ②追加勤務（市が必要と認めた日） 1人1日 18,400円 なお、3時間以上引続き勤務した場合 30分超過毎に超過勤務と認め、その単価は、3,400円/30分とする。 2 管理費 月額 295,239円 （消費税及び地方消費税は別途加算）
工事等の概要	松戸市夜間小児急病センターの調剤に関する業務

随意契約の理由	夜間急病診療事業の一環として設置致します、松戸市夜間小児急病センターにおける診療に伴い生ずる調剤業務について、松戸市と一般社団法人 松戸市薬剤師会は「調剤業務に関する協定」を締結しております。協定において、センターでの調剤業務等薬局の管理運営は薬剤師会が行うこととされており、また薬剤師会には松戸市内の薬局・薬店の大部分の薬剤師が加入し、その会員が輪番で調剤業務に従事しており、他の者を選定し入札することができません。従って同薬剤師会から見積りを徴し見積価格等を精査したうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により随意契約とするものです。
----------------	--